

二酸化炭素排出係数等適合証明書

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和5年度の状況

	項 目	自社基準値	点 数
①	令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数)(単位: kg - CO2/kWh)		
②	令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	譲渡予定量	点 数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項 目	取組の有無	点 数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の 取組		

①～⑤の合計点数	
----------	--

- 注1) 1の開示は、最新の経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。
- 注2) 2の「自社基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」により算出した値を記載すること。
- 注3) 1の開示方法(又は参入日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上の者を本案件の入札適合者とする。
- 注4) 1及び2の条件を満たすことを示す根拠書類を添付すること。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、④グリーン電力証明の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和5年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg - CO ₂ /kWh）	0.000 以上 0.425 未満	70
	0.425 以上 0.450 未満	65
	0.450 以上 0.475 未満	60
	0.475 以上 0.500 未満	55
	0.500 以上 0.525 未満	50
	0.525 以上 0.550 未満	45
	0.550 以上 0.575 未満	40
	0.575 以上 0.600 未満	35
	0.600 以上 0.625 未満	30
	0.625 以上 0.650 未満	25
	0.650 以上	20
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 % 以上	10
	0 % 超 0.675 % 未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00 % 以上	20
	3.00 % 以上 5.00 % 未満	15
	1.50 % 以上 3.00 % 未満	10
	0 % 超 1.50 % 未満	5
	活用していない	0
④ グリーン電力証書（※2）の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	5.0 %	10
	2.5 %	5
	活用しない	0
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、「3 各用語の定義」を参照。

（※1）最新の経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

（※2）一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札参加資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を長浜市に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を長浜市長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡することとする。

2 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間内についても、1(1)の表による評点の合計が 70 点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1(1)の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後、可能な限り速やかに、1(1)の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

3 各用語の定義

用 語	定 義
①令和5年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和5年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和5年度の調整後二酸化炭素排出係数。
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 $\text{令和5年度の未利用エネルギー活用状況(\%)} = \frac{A}{B} \times 100$ ただし、 A：令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端（kWh）） B：令和5年度の供給電力量（需要端（kWh）） 1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

	2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。）をいう。 ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第 2 条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス 3. 令和 5 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（A）には他電気事業者への販売分は含まない。 4. 令和 5 年度の供給電力量（B）には他電気事業者への販売分は含まない。
③令和 5 年度の再生可能エネルギー導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの（算出方法） $\text{令和 5 年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{A + B}{C} \times 100$ A：令和 5 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh）） B：令和 5 年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く） C：令和 5 年度の供給電力量（需要端（kWh）） 1. 再生可能エネルギーとは、FIT 法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 2. 令和 5 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（A+B）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3. 令和 5 年度の供給電力量（C）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。
-----------------------------------	---